

監査委員公表第628号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年9月4日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	元	吉	俊	博
大分県監査委員	馬	場		林

第1 監査の概要

1 監査の対象

平成29年度における財務に関する事務の執行

2 監査の実施

知事部局の24地方機関（振興局、県税事務所及び土木事務所）、企業局及び病院局について、平成30年4月12日から8月7日までの期間において実施した。

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合規性はもとより事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した26機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり12機関において、5件の指摘事項及び18件の注意事項があった。

その他の14機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項

監査対象機関	監 査 結 果
(知事部局・土木建築部)	
豊後高田土木事務所	市町村負担金について、土木事業に係る市町村負担金徴収事務取扱要領で定める各期日ごとに徴収せずに、全額を第3期分として一括して徴収している事例が認められた。
別府土木事務所	国から譲与を受けた廃川敷地について、長年にわたり河川法上の許可を得ないで占用している占用者に対して払下げ等の協議を十分に行っていないなど、廃川敷地の管理が不適正な事例が認められた。
佐伯土木事務所	港湾施設の使用料について、使用する全期間に応じた単価を適用すべきところ、その算定を誤ったことから、過小に徴収している事例が認められた。
中津土木事務所	港湾施設の使用料について、使用する全期間に応じた単価を適用すべきところ、許可した期間ごとに単価を適用したことから、過小に徴収している事例が認められた。
	港湾施設の使用料について、債権管理簿を作成しておらず、督促状を一部発行していなかったほか、完納後に金額が確定した延滞金を調定・徴収していないなどの事例が認められた。

2 注意事項

監査対象機関	監 査 結 果
(知事部局・総務部)	
大分県東部振興局	E T Cカードの管理について、カードを紛失をした場合は、具体的な再発防止策を記載した所属長の意見書を添えて、知事に事故報告書を提出するよう定められているが、カードを紛失したにもかかわらず事故報告書を提出しておらず、具体的な再発防止策も検討していない事例が認められた。
	備品である放牧用電気牧柵について、会計規則に定められた手続を執らずに、部外に貸付けを行っている事例が認められた。
	劇物について、出納簿等に受払の記録がされておらず、施設可能な専用保管庫ではないキャビネットに長期間にわたり保管されていた事例が認められた。
大分県中部振興局	再雇用非常勤職員の通勤費用弁償について、日額の算定を誤り過大に支給している事例が認められた。
大分県南部振興局	労働安全衛生委員会について、委員会の開催に当たっては可能な限り委員全員の出席に努めることとされているが、過年度より知事が委嘱した産業医に対し、当該委員会の開催通

	<p>知を行っていない事例が認められた。</p> <p>野生鳥獣食肉等利活用推進事業について、補助対象経費に消費税等仕入控除税額が含まれているかの確認が十分に行われておらず補助金の過大支給となっている事例が認められた。</p>
大分県西部振興局	<p>行政財産の家屋貸付料について、調定が遅延したために要領に定める期日までに徴収していない事例が認められた。</p> <p>時間外勤務手当について、週休日の振替指定日に勤務を命じているにもかかわらず、当該手当を支給していない事例が認められた。</p>
大分県北部振興局	<p>現金出納事務について、証紙売払収入等として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。</p> <p>収入証紙について、証紙売払収入額が証紙受払簿の払出額より過小となっており、証紙受払簿上の残高と保管残高が一致しない事例が認められた。</p>
(知事部局・土木建築部)	
豊後高田土木事務所	河川改良工事について、協議書により配置することを承諾した交通誘導警備員に係る経費を計上しておらず、積算額が過小となっている事例が認められた。
佐伯土木事務所	労働安全衛生委員会について、委員会の開催に当たっては可能な限り委員全員の出席に努めることとされているが、過年度より知事が委嘱した産業医に対し、当該委員会の開催通知を行っていない事例が認められた。
竹田土木事務所	<p>役務提供契約について、年度末に発注した公用車のタイヤ交換及び修繕に係る手数料等を翌年度の予算で支払っている事例が認められた。</p> <p>現金出納事務について、証紙売払収入として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。</p>
中津土木事務所	行政財産の目的外使用許可に係る使用料について、調定が遅延したために条例で定める期日までに徴収していない事例が認められた。
宇佐土木事務所	道路占用料について、算定を誤ったことから、過小または過大に徴収していた事例が認められた。
(企業局)	
企業局	<p>公用車に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>固定資産の減価償却計算等について、正確性を欠く事例が認められた。</p>

3 監査の執行状況

各監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監 査 実 施 日
別府県税事務所	平成30年6月12日、平成30年6月29日
大分県税事務所	平成30年6月12日から13日まで、平成30年7月10日
佐伯県税事務所	平成30年6月12日、平成30年8月7日
日田県税事務所	平成30年6月8日、平成30年7月5日
中津県税事務所	平成30年6月14日、平成30年7月5日
豊後大野県税事務所	平成30年6月15日、平成30年8月7日
大分県東部振興局	平成30年5月16日から18日まで、平成30年6月15日
大分県中部振興局	平成30年6月13日から15日まで、平成30年7月10日
大分県南部振興局	平成30年5月23日から25日まで、平成30年6月22日
大分県豊肥振興局	平成30年5月16日から18日まで、平成30年6月14日
大分県西部振興局	平成30年5月30日から6月1日まで、平成30年6月26日
大分県北部振興局	平成30年5月9日から11日まで、平成30年6月8日
豊後高田土木事務所	平成30年4月12日から13日まで、平成30年5月11日
国東土木事務所	平成30年4月12日から13日まで、平成30年5月11日
別府土木事務所	平成30年4月16日から17日まで、平成30年5月22日
大分土木事務所	平成30年4月18日から20日まで、平成30年5月22日
臼杵土木事務所	平成30年5月21日から22日まで、平成30年6月22日
佐伯土木事務所	平成30年4月25日から26日まで、平成30年6月5日
豊後大野土木事務所	平成30年4月25日から26日まで、平成30年6月5日
竹田土木事務所	平成30年5月21日から22日まで、平成30年6月14日
玖珠土木事務所	平成30年4月23日から24日まで、平成30年5月30日
日田土木事務所	平成30年4月23日から24日まで、平成30年5月30日
中津土木事務所	平成30年5月7日から8日まで、平成30年6月1日
宇佐土木事務所	平成30年4月18日から19日まで、平成30年6月1日
企業局	平成30年6月5日から7日まで、平成30年6月28日
病院局	平成30年6月5日から7日まで、平成30年6月29日